

令和 6 年 度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監 事 第 88-001 号

令 和 7 年 8 月 22 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎 様

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1	審査の種類（根拠）	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の実施内容・着眼点	1
第 4	審査の期間	1
第 5	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	概要	2
(2)	各比率	5
①	実質赤字比率	5
②	連結実質赤字比率	6
③	実質公債費比率	8
④	将来負担比率	10
2	資金不足比率	14
(1)	概要	14
(2)	各公営企業会計の資金不足比率状況	14
[参考]	算定の基礎となる事項を記載した書類	20

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」…………… 皆無又は該当数値なし
「0」…………… 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は、特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類(根拠)

健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

第2 審査の対象

令和6年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の実施内容・着眼点

福岡市監査基準に準拠し、各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係部局から提出された証書類との照合点検、所要の事情聴取等を行い、法令に適合し、かつ計数が正確であるかについて審査した。

第4 審査の期間

令和7年6月9日から同年8月5日まで

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記方法により審査した限り、いずれも法令等に適合し、かつ計数が正確であると認められた。

1 健全化判断比率

(1) 概要

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は58.8%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位: %)

区 分		実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 率	実 質 公 債 費 率	将 来 負 担 率
比 率	6年度	—	—	7.7	58.8
	5年度	—	—	8.0	66.9
	対前年度増減	—	—	△ 0.3	△ 8.1
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

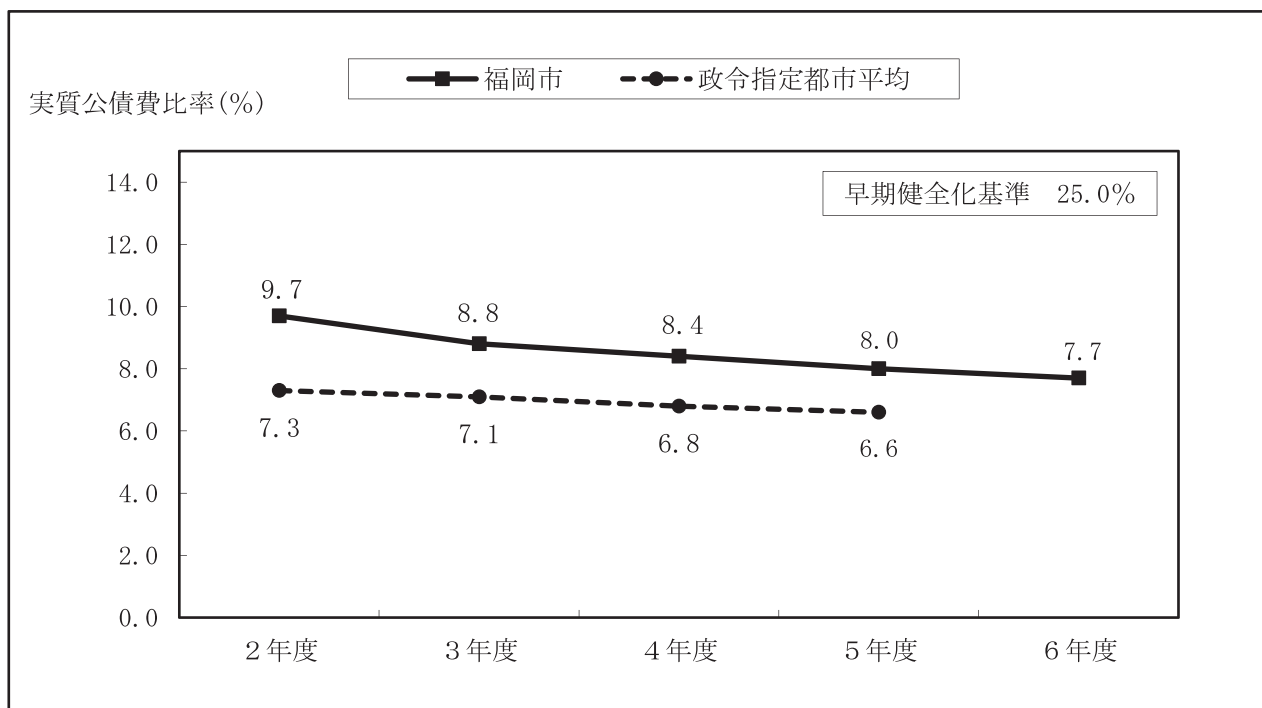
(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

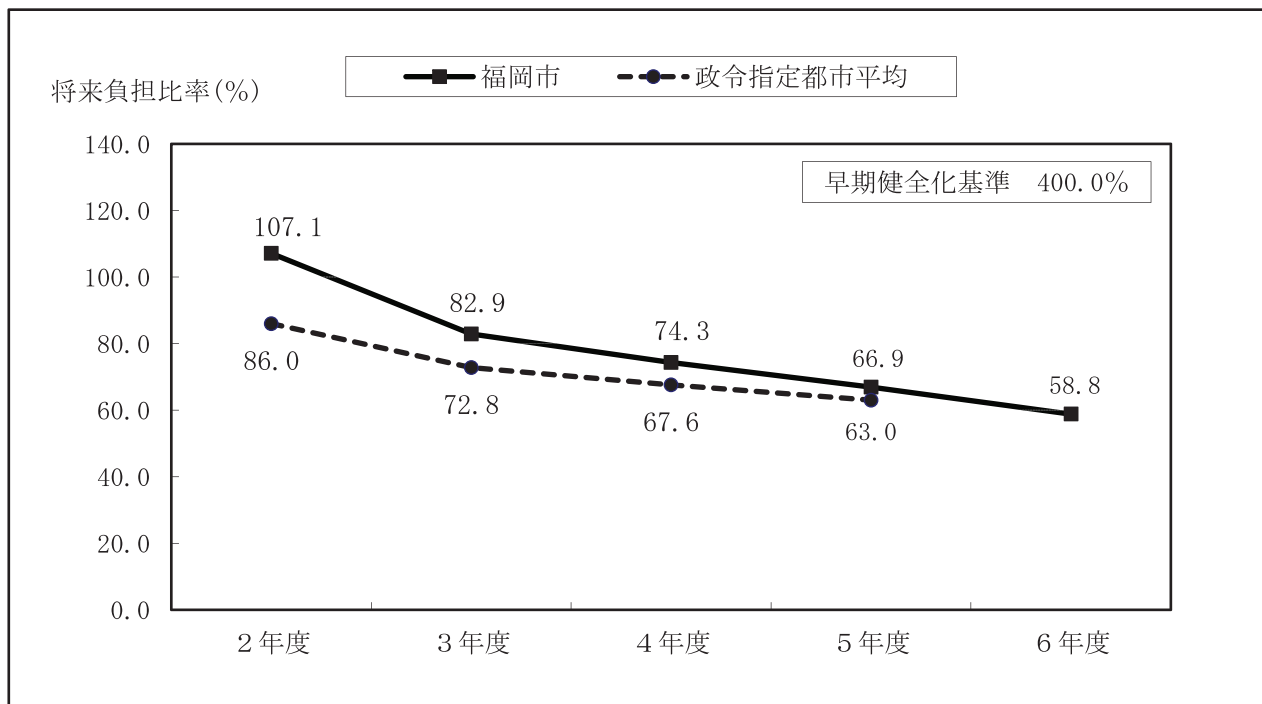
地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

実質公債費比率及び将来負担比率の5か年の推移は次のグラフのとおりである。

実質公債費比率の推移（5か年）



将来負担比率の推移（5か年）



各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	福岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○企業等成長支援事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計	
公営企業会計	【法適用企業】 ○モーターボート競走事業会計 ○集落排水事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 【法非適用企業】 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合 ○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合	
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。

2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。

法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(2) 各比率

① 実質赤字比率

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。
当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			6年度	5年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,444,963	9,362,362	82,601
	一般会計等に属する 特別会計	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	—	—	—
		企業等成長支援事業特別会計	—		
		香椎駅周辺土地区画整理 事業特別会計	—	—	—
		貝塚駅周辺土地区画整理 事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構 病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
合 計		9,444,963	9,362,362	82,601	
標準財政規模		470,514,285	453,616,210	16,898,075	
実 質 赤 字 比 率(%)		—	—	—	

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

② 連結実質赤字比率

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

会 計 名			実 質 収 支 額		
			6年度	5年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,444,963	9,362,362	82,601
	一般会計等に属する 特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		企業等成長支援事業特別会計	—		
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		貝塚駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市 債 管 理 特 別 会 計	—	—	—
	小 計(A)		9,444,963	9,362,362	82,601
の 一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	の 一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	215,929	173,160	42,769
		国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	1,936,310	1,400,767	535,543
		介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	1,546,062	917,252	628,810
小 計(B)		3,698,301	2,491,179	1,207,122	
公 営 企 業 会 計 名		資金不足額・剰余額			
		6年度	5年度	対前年度増減	
法 適 用 企 業	宅地造成事業 以外	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 会 計	21,799,435	21,203,899	595,536
		集 落 排 水 事 業 会 計	79,040		79,040
		下 水 道 事 業 会 計	16,222,762	14,447,202	1,775,560
		水 道 事 業 会 計	14,865,051	15,137,397	△ 272,346
		工 業 用 水 道 事 業 会 計	640,223	565,328	74,895
		高 速 鉄 道 事 業 会 計	—	—	—
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業 以外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計		—	
		中 央 卸 売 市 場 特 別 会 計	—	—	—
		市 営 渡 船 事 業 特 別 会 計	—	—	—
	宅地造成事業	港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	—
小 計(C)		53,606,511	51,353,826	2,252,685	
合 計(A+B+C)		66,749,775	63,207,367	3,542,408	
標 準 財 政 規 模		470,514,285	453,616,210	16,898,075	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴

う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

- 3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)	
連結実質赤字比率	$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金不足額・剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、7.7%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位: %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
6年度	7.08669	7.7	8.0	8.4
5年度	7.89771			
4年度	8.20933			
3年度	7.89734	7.7	8.0	8.4
2年度	9.17780			

(単位: 千円)

区 分	6 年 度	5 年 度	4 年 度
① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）	44,319,263	46,486,754	52,383,337
小 計（A）＝①	44,319,263	46,486,754	52,383,337
② 積立不足額を考慮して算定した額	—	—	—
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	44,832,923	45,220,179	44,370,348
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	21,429,486	21,900,561	22,974,272
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	345,871	347,374	350,338
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	5,362,747	3,453,645	3,910,811
⑦ 一時借入金の利子	13,753	763	729
小 計（B）＝②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦	71,984,780	70,922,522	71,606,498
⑧ 特定財源の額	31,116,700	28,524,467	34,457,197
小 計（C）＝⑧	31,116,700	28,524,467	34,457,197
⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	18,438,505	18,625,561	19,203,245
⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	36,297,823	37,870,413	37,675,802
⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	1,061,313	1,113,344	1,121,244
小 計（D）＝⑨＋⑩＋⑪	55,797,641	57,609,318	58,000,291
⑫ 標準税収入額等	409,003,701	392,824,767	376,178,953
⑬ 普通交付税額	54,638,915	45,812,240	42,190,285
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	6,871,669	14,979,203	23,734,874
小 計（E）＝⑫＋⑬＋⑭	470,514,285	453,616,210	442,104,112
分 子 （A＋B）－（C＋D）	29,389,702	31,275,491	31,532,347
分 母 （E）－（D）	414,716,644	396,006,892	384,103,821
実質公債費比率（%）	7.08669	7.89771	8.20933

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) ①
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) ②+③+④+⑤+⑥+⑦
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額) ⑨+⑩+⑪
- E：標準的な規模の収入の額(標準財政規模) ⑫+⑬+⑭

④ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は、58.8%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位: %)

6年度	5年度	対前年度増減
58.8	66.9	△ 8.1

(単位: 千円)

区 分		金 額		
		6年度	5年度	対前年度増減
将来負担額	地 方 債 の 現 在 高 ア	1,355,869,381	1,367,746,081	△ 11,876,700
	債務負担行為に基づく支出予定額 イ	46,930,026	27,658,478	19,271,548
	公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ウ	259,770,620	260,431,616	△ 660,996
	組 合 負 担 等 見 込 額 エ	1,811,288	2,149,932	△ 338,644
	退 職 手 当 負 担 見 込 額 オ	90,901,374	88,709,074	2,192,300
	設立法人の負債額等負担見込額 カ	13,769,007	13,357,761	411,246
	地 方 道 路 公 社	—	—	—
	地 方 独 立 行 政 法 人	—	—	—
	第 三 セ ク タ ー 等	13,769,007	13,357,761	411,246
	連 結 実 質 赤 字 額	—	—	—
	組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
計(A)		1,769,051,696	1,760,052,942	8,998,754
充 当 可 能 財 源 等	充 当 可 能 基 金	423,559,784	403,392,853	20,166,931
	充 当 可 能 特 定 歳 入	324,551,245	280,877,703	43,673,542
	う ち 都 市 計 画 税	226,255,896	220,808,536	5,447,360
	基準財政需要額算入見込額	777,006,835	810,666,462	△ 33,659,627
計(B)		1,525,117,864	1,494,937,018	30,180,846
基 準 財 政 規 模 (C)		470,514,285	453,616,210	16,898,075
算 入 公 債 費 等 の 額 (D)		55,797,641	57,609,318	△ 1,811,677
分 子 (A - B)		243,933,832	265,115,924	△ 21,182,092
分 母 (C - D)		414,716,644	396,006,892	18,709,752
将 来 負 担 比 率 (%)		58.8	66.9	△ 8.1

《 将来負担額の内訳 》

ア 地方債の現在高

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
一 般 会 計	1,331,542,520	1,341,960,906	△ 10,418,386
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	3,549,024	3,994,429	△ 445,405
企業等成長支援事業特別会計	—		
香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	10,260,064	10,992,643	△ 732,579
貝塚駅周辺土地地区画整理事業特別会計	533,824	216,000	317,824
市立病院機構病院事業債管理特別会計	9,983,949	10,582,103	△ 598,154
合 計	1,355,869,381	1,367,746,081	△ 11,876,700

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
葬祭場再整備事業に伴う 葬祭場用建物等の取得	142,412	423,092	△ 280,680
香椎副都心土地地区画整理事業	358,685	621,202	△ 262,517
学校給食センター整備運営事業 (第1センター)	766,321	920,477	△ 154,156
福岡市立東部地域小学校 空調整備PFI事業	77,520	102,610	△ 25,090
福岡市立西部地域小学校 空調整備PFI事業	79,016	104,565	△ 25,549
学校給食センター整備運営事業 (第2センター)	1,427,703	1,638,029	△ 210,326
福岡市立東部地域中学校 空調整備PFI事業	57,127	71,157	△ 14,030
福岡市立西部地域中学校 空調整備PFI事業	69,075	85,998	△ 16,923
科学館整備運営事業	2,108,983	2,388,437	△ 279,454
総合体育館整備運営事業	5,889,654	6,521,437	△ 631,783
美術館リニューアル事業	2,938,842	3,265,896	△ 327,054
学校給食センター整備運営事業 (第3センター)	2,748,807	2,933,552	△ 184,745
第2期展示場等整備事業	6,050,885	6,580,458	△ 529,573
早良南地域交流センター整備事業	1,314,245	1,419,105	△ 104,860
福岡市立東部地域小・中学校 特別教室空調整備PFI事業	271,766	296,659	△ 24,893
福岡市立西部地域小・中学校 特別教室空調整備PFI事業	261,699	285,804	△ 24,105
福岡市拠点文化施設整備及び 須崎公園再整備事業	22,367,286		22,367,286
合 計	46,930,026	27,658,478	19,271,548

ウ 公営企業債等繰入見込額

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
モーターボート競走事業会計	—	—	—
集落排水事業会計	550,099		550,099
下水道事業会計	198,358,947	196,040,177	2,318,770
水道事業会計	1,564,212	1,360,020	204,192
工業用水道事業会計	—	—	—
高速鉄道事業会計	49,476,994	52,144,139	△2,667,145
集落排水事業特別会計		744,317	△744,317
中央卸売市場特別会計	9,285,694	9,553,758	△268,064
港湾整備事業特別会計	—	—	—
市営渡船事業特別会計	534,674	589,205	△54,531
後期高齢者医療特別会計	—	—	—
国民健康保険事業特別会計	—	—	—
介護保険事業特別会計	—	—	—
合 計	259,770,620	260,431,616	△660,996

エ 組合負担等見込額

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	—	—	—
北筑昇華苑組合	—	—	—
福岡都市圏南部環境事業組合	1,811,288	2,149,932	△ 338,644
合 計	1,811,288	2,149,932	△ 338,644

オ 退職手当負担見込額

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	90,901,374	88,709,074	2,192,300

カ 設立法人の負債額等負担見込額

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	—	—	—
福岡市立病院機構	—	—	—
福岡市施設整備公社	11,524,623	10,574,568	950,055
福岡県信用保証協会	1,817,522	2,316,611	△ 499,089
福岡市教育振興会	426,862	466,582	△ 39,720
合 計	13,769,007	13,357,761	411,246

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

A：将来負担額

B：充当可能財源等

C：標準財政規模

D：算入公債費等の額

2 資金不足比率

(1) 概要

当年度は、全ての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：％)

会 計 名		比 率			経営健全化 基 準
		6 年 度	5 年 度	対前年度増減	
法 適 用 事 業	モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
	集落排水事業会計	—			
	下水道事業会計	—	—	—	
	水道事業会計	—	—	—	
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	高速鉄道事業会計	—	—	—	
法 非 適 用 事 業	集落排水事業特別会計		—		
	中央卸売市場特別会計	—	—	—	
	港湾整備事業特別会計	—	—	—	
	市営渡船事業特別会計	—	—	—	

(2) 各公営企業会計の資金不足比率状況

① モーターボート競走事業会計（法適用）

(単位：千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	1,704,531	1,795,803	△ 91,272
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く。	23,503,966	22,999,702	504,264
資金不足額(A=a+b-c)	△ 21,799,435	△ 21,203,899	△ 595,536
事業規模(B)	69,769,473	74,669,133	△ 4,899,660
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足額(A)が△217億9,943万5千円となり、資金不足は生じていない。

② 集落排水事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	64,252		64,252
算入地方債現在高(b)	—		
流動資産(c) ※控除財源を除く。	143,292		143,292
資金不足額(A=a+b-c)	△ 79,040		△ 79,040
事業規模(B)	257,578		257,578
資金不足比率(A/B×100)(%)	—		
経営健全化基準(%)	20.0		

（注）令和6年度から法適用事業
当年度は、資金不足額(A)が△7,904万円となり、資金不足は生じていない。

③ 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	14,110,367	16,735,730	△ 2,625,363
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く。	30,333,129	31,182,932	△ 849,803
資金不足額(A=a+b-c)	△ 16,222,762	△ 14,447,202	△ 1,775,560
事業規模(B)	44,379,921	43,867,612	512,309
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足額(A)が△162億2,276万2千円となり、資金不足は生じていない。

④ 水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	12,012,508	10,558,086	1,454,422
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く。	26,877,559	25,695,483	1,182,076
資金不足額(A=a+b-c)	△ 14,865,051	△ 15,137,397	272,346
事業規模(B)	32,972,520	32,379,289	593,231
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足額(A)が△148億6,505万1千円となり、資金不足は生じていない。

⑤ 工業用水道事業会計（法適用）

(単位:千円)

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	314,798	72,322	242,476
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く。	955,021	637,650	317,371
資金不足額(A=a+b-c)	△ 640,223	△ 565,328	△ 74,895
事業規模(B)	212,850	200,107	12,743
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足額(A)が△6億4,022万3千円となり、資金不足は生じていない。

⑥ 高速鉄道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く。	16,601,767	14,201,004	2,400,763
算入地方債現在高(b)	11,701,640	12,829,760	△ 1,128,120
流動資産(c) ※控除財源を除く。	27,135,332	18,645,359	8,489,973
解消可能資金不足額(d)	76,534,957	64,820,145	11,714,812
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	36,065,496	33,730,262	2,335,234
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

法令の規定により解消可能資金不足額を算入した結果、当年度は、資金不足は生じていない。

⑦ 集落排水事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
歳出額(a)		442,479	△ 442,479
算入地方債現在高(b)		—	
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く。		442,479	△ 442,479
資金不足額(A=a+b-c)		—	
事業規模(B)		30,435	△ 30,435
資金不足比率(A/B×100)(%)		—	
経営健全化基準(%)		20.0	

（注）令和6年度から法適用事業

⑧ 中央卸売市場特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
歳出額(a)	6,461,158	6,726,743	△ 265,585
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く。	6,461,158	6,726,743	△ 265,585
資金不足額(A=a+b-c)	—	—	—
事業規模(B)	2,448,631	2,396,691	51,940
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足は生じていない。

⑨ 港湾整備事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
歳出額(a)	27,092,816	13,692,568	13,400,248
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く。	27,156,327	13,986,848	13,169,479
土地収入見込額(d)	1,027,112	1,089,405	△ 62,293
地方債残高(e)	39,913,000	52,916,000	△ 13,003,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剰余額(A')を算定する 資金剰余額(A'=a+b-c-d+e) ※A'>0のときA'=0	0	0	0
事業規模(B)	15,783,833	6,519,362	9,264,471
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剰余額の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

⑩ 市営渡船事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	6年度	5年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,519,235	1,359,396	159,839
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く。	1,519,235	1,359,396	159,839
資金不足額(A=a+b-c)	—	—	—
事業規模(B)	335,713	340,515	△ 4,802
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.0	20.0	

当年度は、資金不足は生じていない。

（解説）

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{（算定式）} \quad \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額
- ・資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額 ＋ 支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

【参考】 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・ 福岡市歳入歳出決算書
- ・ 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 福岡市実質収支に関する調書
- ・ 福岡市財産に関する調書
- ・ 福岡市基金の運用状況に関する調書
- ・ 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- ・ 地方交付税算定台帳
- ・ 公債台帳
- ・ 地方財政状況調査表